

警察庁との覚書関係資料

- ① 航空事故調査委員会設置法案に関する覚書（昭和47年2月交換）
- ② 運輸安全委員会設置法の運用について（平成20年9月5日付）
- ③ 警察庁と運輸安全委員会との間の犯罪捜査及び事故調査の実施に関する細目  
（平成20年10月2日付）

党 書

警察庁長官 後藤田 正晴

運輸事務次官 町田 直

第68回通常国会に提出予定の航空事故調査委員会設置法案（以下「法案」という。）の運用は下記によることを確認し、警察庁と運輸省は、法案の成立後すみやかにこの趣旨を徹底させるため必要な措置をとることを申し合わせる。

記

- 1 法案第14条第1項および第2項ならびに法案第16条第2項および第4項の規定による処分は、捜査機関に対しては、これを行行使しないものとする。
- 2 法案第14条第1項および第2項ならびに法案第16条第2項および第4項の規定による処分を行なおうとする者は、当該処分が捜査機関の行なう犯罪捜査と競合しない場合を除き、あらかじめ捜査機関の意見をきき、当該処分が犯罪捜査に支障をきたさないようにするものとする。
- 3 捜査機関から航空事故調査委員会委員長等に対し、航空事故の原因について鑑定依頼があつたときは、航空事故調査委員会委員長等は、支障のない限りこれに応じるものとする。
- 4 航空事故調査委員会から捜査機関に対し、法案第17条の規定による協力の要請があつたときには、捜査機関は支障のない限り協力するものとする。
- 5 航空事故調査委員会が発足した時点で、警察庁と航空事故調査委員会は、犯罪捜査および航空事故調査の円滑な実施につき必要な細目を締結するものとする。

## 運輸安全委員会設置法の運用について

平成20年9月5日

警察庁長官 吉村博人

国土交通事務次官 春田 謙

1. 犯罪捜査と事故調査とは、それぞれの異なる目的の下に異なる法律上の手続、方法によって発動され、いずれもそれぞれの公益実現のための重要な作用であり、一方が他方に優先するという関係にあるものではない。

これまでも、警察の行う捜査と、航空・鉄道事故調査委員会の行う事故調査については、事故現場において適切に調整が行われ、それぞれが支障なく円滑かつ的確に実施されてきているところであり、今後とも同様の運用を続けていくこととする。

2. なお、昭和47年2月及び平成13年2月に警察庁と旧運輸省又は国土交通省との間で締結された文書（昭和47年2月5日付け空総第75号及び同月8日付け警察庁丙企発第6号並びに平成13年2月6日付け国鉄総第25号及び同月15日付け警察庁甲刑発第2号）は、今後とも有効なものとする。

警察庁と運輸安全委員会との間の犯罪捜査及び事故調査の実施に関する細目

平成20年10月2日

警察庁刑事局長 米田 壯

警察庁交通局長 東川 一

運輸安全委員会事務局長 柚木 浩一

警察庁と運輸安全委員会は、昭和47年2月、平成13年2月及び平成20年9月に警察庁と旧運輸省又は国土交通省との間で締結された文書（昭和47年2月5日付け空総第75号及び同月8日付け警察庁丙企発第6号、平成13年2月6日付け国鉄総第25号及び同月15日付け警察庁甲刑発第2号並びに平成20年9月5日付け警察庁甲刑発第267号、国空委企第9号）に基づき、次のとおり細目を締結する。

## 警察庁と運輸安全委員会との間の犯罪捜査及び事故調査の実施に関する細目

### 1 目的

この細目は、航空事故、鉄道事故及び船舶事故（以下「事故」という。）に関し、都道府県警察（以下「警察」という。）が行う犯罪捜査と運輸安全委員会（委員長、委員、専門委員及び事務局職員並びに委員会の援助要求により国土交通大臣が指定する職員を含む。以下「委員会」という。）が行う事故調査が競合する場合において、相互の調整を図ることを目的とする。

### 2 現場保存

- (1) 事故現場の保存は、原則として警察が行うものとする。ただし、委員会が現場に先着した場合は、臨場した警察の現場保存責任者に引き継ぐまでの間、委員会においてこれを行うものとする。
- (2) 事故現場における警察及び委員会のそれぞれの責任者は、必要がある場合においては、現場保存の範囲、方法等について随時協議を行い、協力して原状の保全に努めるものとする。

### 3 実況見分（検証）、現場物件の検査

- (1) 警察及び委員会のそれぞれの責任者は、実況見分（検証）及び現場物件の検査を行うに当たり、その実施日時、範囲、方法等を事前に協議できるものとする。また、実況見分（検証）及び現場物件の検査を実施中、必要がある場合は、それぞれの責任者が随時協議を行い、相互の活動が円滑に行われるように努めるものとする。
- (2) 警察の行う実況見分（検証）及び委員会の行う現場物件の検査には、警察及び委員会のそれぞれの責任者が指定する職員を相互に立会人として参加させることができるものとする。

### 4 検視

警察が行う事故に起因すると認められる死亡者の検視について、委員会から立会の要望があった場合は、警察において便宜を図るものとする。

### 5 関係者に対する事情聴取（取調べ）、質問

- (1) 事故現場において、警察の行う関係者からの事情聴取（取調べ）及び委

員会の行う関係者からの報告聴取は、それぞれの責任者があらかじめ対象、順序等を協議して行うものとする。この場合、警察は、委員会が事故航空機の乗組員若しくは客室乗務員、事故列車若しくは事故車両の乗務員又は事故船舶の乗組員若しくは客室乗務員から速やかに報告を徴し得るよう便宜を図るものとする。

- (2) 警察が刑事訴訟法の手続により身柄を拘束している事故関係者に対し、委員会から質問の要望があった場合は、警察において可能な限り接見の便宜を図るものとする。

## 6 関係物件の押収、留置

- (1) 事故現場にある関係物件のうち、警察及び委員会の双方がそれぞれ押収又は留置を必要とする物件については、原則として警察が刑事訴訟法の手続に基づき押収するものとする。ただし、それぞれの現場責任者が協議して措置する場合はこの限りではない。
- (2) 警察は、押収物件のうち、事故航空機の飛行記録装置又は音声記録装置、事故船舶の航行記録装置又は音声記録装置等早期の解析を必要とするものについては、押収後できる限り速やかに委員会に対して鑑定嘱託の手続をとるものとする。また、警察は、押収物件のうち、委員会に保管をゆだねることが適当と認められるものについては、委員会に保管を委託するものとする。
- (3) 事故現場以外にある証拠物件については、警察及び委員会のそれぞれの責任者が協議して措置するものとするが、原則として前記(1)に準じ、警察が刑事訴訟法の手続により押収した後、必要により鑑定嘱託あるいは保管委託を行うものとする。

## 7 その他

警察及び委員会が事故の捜査又は調査を行う場合には、速やかに捜査又は調査の責任者及び連絡責任者の所属、氏名及び連絡方法を相互に通報し合うものとする。ただし、人の死傷を伴わないような軽微な事故の場合についてはこの限りではない。